

グローバルビジネス人材育成事業 仕様書

1 委託業務名

グローバルビジネス人材育成事業

2 事業の目的

本事業は、グローバルなビジネスを志す仙台・東北地域の若者や社会人を対象として、グローバルなビジネス展開に必要な知識を習得するための研修プログラムを実施するとともに、グローバルビジネスの実践者とプログラム参加者の交流会を開催することにより、次世代のグローバルな視座を持つビジネス人材の育成及びスタートアップを含む地域企業のグローバル展開の活性化を図ることを目的とする。

3 業務の内容

(1) グローバルなビジネス展開に向けて必要な研修プログラムの実施

- ・グローバルなビジネスを志す仙台・東北地域の若者や社会人を対象に、本プログラムの参加者を募集すること。応募者多数の場合は、委託者と協議の上、参加者を選抜すること。
なお、プログラムの開始時期は9月中旬から10月上旬頃を予定している。
- ・研修プログラムにおいては、ビジネススクールで習得するテーマを中心に提案すること。
＜研修プログラムテーマ例＞
 - ・マーケティング、ファイナンス、戦略的思考、ダイバーシティ、リーダーシップ、ビジネスプレゼンテーション等
- ・研修プログラムはオンラインやオンデマンド形式での実施とする。なお、本プログラム参加に際しアカウントの発行が必要な場合には、委託者用のアカウント（3名分）も併せて発行し、その費用を含めること。
- ・使用言語は日本語を基本とするが、外国語を使用する場合には通訳または字幕を用いること。

【KPI：プログラム参加者：25名以上】

(2) 対面イベントの実施

- ・プログラム開始後、グローバルに活躍する人材やスタートアップ等を招いた講演会及び参加者同士の交流会を仙台市内において3回程度実施すること。下記イベントの実施にあたっては、企画立案、会場費の支払い、会場設営、当日の運営、配布資料の作成、謝金の支払い、記録用の写真撮影等を行うこと。

＜イベント実施の想定内容＞

- 1回目：プログラムのキックオフ講演会及び交流会（参加者および関係者に限定）
- 2回目：プログラムの中間報告 講演会及び交流会（一般参加者の参加も想定）

3 回目：プログラムの最終報告 講演会及び交流会（参加者および関係者に限定）

(3) 情報発信・広報

- ・本プログラムの認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること。プログラム参加者募集のためのチラシ等を制作すること（令和7年8月上旬まで）。また、上記(2)対面イベント等の本プログラムの実施状況等についてまとめたレポートを定期的に作成し納品すること。レポートは発注者において本市 HP 等に掲載する。
- ・写真や動画をレポートや HP や SNS 等に掲載する場合は、被写体の承諾を事前に得ることとし、著作権や肖像権、パブリシティ権を侵害しないこと。

(4) アンケート等の実施

- ・本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者及び本事業の採択者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすように取り組むこと。

(5) 成果報告書の納品

- ・本業務終了時には、(1)から(4)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容、起業家支援の方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること（A4 紙媒体及びファイルデータ、写真・映像データ）。

(6) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的（最低でも月 1 回）に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- オ 契約において受託者に対して委託した本事業が終了（中止又は廃止を含む。以下において同じ。）する場合で、かつ、受託者と同一でない場合には、受託者は後任者に対して、以下のすべての事項について、契約において受託者に対して委託した本事業の終了までに、確実に引継ぎを完了し、後任者が本事業を行うに当たって、支障がないようにすること。

4 委託料

委託料の上限額 7,000,000 円(消費税及び地方消費税含む。)

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

6 著作権等の取扱い

(1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

(2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作人格権について、本市に対して行使しないものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

7 その他留意事項

(1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。

(2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。

(4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(5) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。